

## 法の番人として中立・公正な審理を行い、 福岡高裁那覇支部判決の破棄を求める

2016年9月16日福岡高裁那覇支部判決は、国が翁長沖縄県知事を被告とした不作為の違法確認訴訟でしたが、同知事が行った埋立承認取消処分そのものの違法性ではなく、仲井真前知事の行った埋立承認の違法性を審査するという意味で審議の対象を誤ったものでした。そのため前知事の裁量権の行使を尊重することで、著しく国に有利な結果となりました。

また、「普天間の危険性を除去するには辺野古移設しかない」、「国防・外交は国の任務であり、知事は国の判断を尊重すべきである」などとして、あたかも沖縄に基地を押し付けるかのような地方自治の本旨を侵害する判断も下しています。

訴訟指揮においても、翁長知事の本人尋問を除いて、沖縄県が申請した証人をすべて斥け、僅か2回の審理で結審を行い、裁判所による中立・公正な審理までも疑われるところです。

このように判決は、実体的審理および手続的審理のいずれにおいても誤ったものであり、辺野古新基地建設を唯一であるかのごとき政治的判断に終始するものであり、あたかも国の主張を全面的に追認するかのごときものです。法治国家の要である司法の役割を放棄し、三権分立を破壊する暴挙であるというしかありません。

最高裁が、究極の法の番人として、国民の司法への信頼を維持するために、福岡高裁那覇支部判決の誤りを正すことを求めて以下のことを要求します。

### 【要求項目】

- 一、憲法の「地方自治の本旨」にかかわる重要な事件であり、自治体に対する国の不作為の違法確認訴訟にかかる初めての事件であるので、直ちに口頭弁論を行うこと。
- 二、中立・公平・公正な審理を行い、福岡高裁那覇支部判決を破棄し、沖縄県民の民意に基づく沖縄県知事の判断について正しい判断を行うこと。

名 前	住 所

呼びかけ：「止めよう!辺野古埋立て」国会包囲実行委員会 ※第一次集約：11月18日(金)  
TEL:090-3910-4140 (沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック) TEL:03-6382-6537 (沖縄意見広告運動) TEL:03-3363-7561 (ピースポート)  
送り先：<郵送>〒169-0075 東京都新宿区高田馬場3-13-1-B1 ピースポート事務局  
<ファックス>03-3363-7562 <メール>justice4okinawa@gmail.com